

都道府県後期高齢者医療主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 8 年度後期高齢者医療制度事業の実施について

標記については、令和 8 年 4 月 8 日保発 0408 第 1 号により保険局長から各都道府県知事宛てに「令和 8 年度後期高齢者医療制度事業実施要綱」が示されたところであるが、その実施に当たり次のとおり取り扱うこととしたので、貴都道府県の後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び関係団体に周知いただくとともに、積極的な事業実施に配慮いただきたい。

1. 健康診査事業

(1) 被保険者に対する健康診査

被保険者の生活習慣病を早期に発見し重症化の予防を図るため、広域連合が都道府県、市町村等と連携し、健康診査を実施する（広域連合からの委託等により市町村等が実施する場合を含む。）。なお、実施に当たっては、可能な限り、後期高齢者の質問票を活用されたい。

事業の対象となる健診項目は、特定健康診査の健診項目（腹囲を除く）等とし、次のとおりとする。

ア 既往歴等の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）

イ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

ウ 身長、体重の検査

エ BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）の測定

$$\text{BMI} = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$$

オ 血圧の測定

カ アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）及びガンマグルタミルトランスフェラーゼ（ γ -GT）の検査

キ 血清トリグリセライド（中性脂肪）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査

ク 血糖検査

ケ 尿中の糖及び蛋白の有無の検査

コ 前記の他、次の表の基準に該当する者で、かつ、医師が個別に必要と判断した場合に行う検査（追加項目）

追加項目	実施できる条件（判断基準）				
貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者				
心電図検査（12誘導心電図）	当該年度の健康診査の結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血圧が90mmHg以上の者又は自覚症状及び他覚症状の有無の検査において不整脈が疑われる者				
眼底検査	<p>当該年度の健康診査の結果等において、血圧又は血糖について、次の表に掲げるそれぞれの基準に該当した者（当該年度の健康診査の結果等において、血圧が次の表に掲げる基準に該当せず、かつ血糖の結果について確認することができない場合においては、前年度の健康診査の結果等において、血糖について、次の表に掲げる基準に該当した者）</p> <table border="1"> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期血圧が 140mmHg 以上又は拡張期血圧が 90mmHg 以上</td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c が 6.5%（NGSP 値）以上又は随時血糖値が 126mg/dl 以上</td> </tr> </table>	血圧	収縮期血圧が 140mmHg 以上又は拡張期血圧が 90mmHg 以上	血糖	空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c が 6.5%（NGSP 値）以上又は随時血糖値が 126mg/dl 以上
血圧	収縮期血圧が 140mmHg 以上又は拡張期血圧が 90mmHg 以上				
血糖	空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c が 6.5%（NGSP 値）以上又は随時血糖値が 126mg/dl 以上				
血清クレアチニン検査	<p>当該年度の健康診査の結果等において、血圧又は血糖について、次の表に掲げるそれぞれの基準に該当した者</p> <table border="1"> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期血圧が 130mmHg 以上又は拡張期血圧が 85mmHg 以上</td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、HbA1c が 5.6%（NGSP 値）以上又は随時血糖値が 100mg/dl 以上</td> </tr> </table>	血圧	収縮期血圧が 130mmHg 以上又は拡張期血圧が 85mmHg 以上	血糖	空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、HbA1c が 5.6%（NGSP 値）以上又は随時血糖値が 100mg/dl 以上
血圧	収縮期血圧が 130mmHg 以上又は拡張期血圧が 85mmHg 以上				
血糖	空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、HbA1c が 5.6%（NGSP 値）以上又は随時血糖値が 100mg/dl 以上				

（2）被保険者に対する歯科健康診査

口腔機能低下の予防を図り、肺炎等の疾病予防につなげるため、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックする歯科健診を実施する（広域連合からの委託等により市町村等が実施する場合を含む。）。また、歯科健診に併せて口腔機能の評価を実施する。

事業の対象となる健診項目については、各広域連合が歯科健診の必要性を考慮して対象者を設定し、地域の実情や高齢者の特性を踏まえ設定する。口腔機能の評価については、咀嚼能力評価、舌機能評価又は嚥下機能評価を実施する。

2. 特別高額医療費共同事業

著しく高額な医療に関する給付の発生が後期高齢者医療の財政に与える影響を緩和するため、公益社団法人国民健康保険中央会が実施する、著しく高額な医療給付に係る交付金を交付する特別高額医療費共同事業について、広域連合が費用を負担する。